

平成元年 2 月招集

第 1 回館山市議会臨時会会議録

館山市議会

目 次

開 会	3
議長の報告	3
議案の配付	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第 1 号～議案第 4 号	4
提案理由の説明	4
委員会付託の省略(議案第 1 号)	6
採 決 (〃)	6
神田守隆君の質疑、当局の応答(議案第 2 号)	6
委員会付託の省略(〃)	1 2
神田守隆君の討論(〃)	1 2
採 決 (〃)	1 2
田沢勝信君の質疑、当局の応答(議案第 3 号)	1 3
神田守隆君の質疑、当局の応答(〃)	1 4
委員会付託の省略(〃)	1 5
神田守隆君の討論(〃)	1 5
採 決 (〃)	1 6
神田守隆君の質疑、当局の応答(議案第 4 号)	1 6
委員会付託の省略(〃)	1 7
採 決 (〃)	1 8
閉 会	1 8
本日の会議に付した事件	1 8

1 平成元年2月15日(水曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番	脇田	安保	2番	永井	龍平
3番	田沢	勝信	4番	庄司	二三男
5番	岩村	勝弘	6番	山崎	雅己
7番	生稻	陞	8番	鈴木	勝美
9番	山口	康雄	10番	鈴木	忠夫
11番	神田	守隆	12番	榎本	春光
13番	山中	金治郎	14番	小宮	利夫
15番	横溝	功	16番	石井	昌治
17番	石井	謀	18番	日下	君敏
19番	川名	正二	21番	辻田	実
22番	黒川	平治	23番	流山	源次郎
25番	渡辺	昭夫	26番	近藤	好雄
27番	林	豊	28番	飯田	義男

1 欠席議員 1名

20番 福原 勤

1 出席説明員

市長	半澤	良一	助役	小倉	澄男
収入役	渡辺	弘	市長公室長	錦織	茂
総務部長	渡辺	秀夫	民生部長	小幡	清之
経済部長	安西	良一	教育委員会長	杉村	芳枝
教育委員 教育委員 会長	福原	修			

1 出席事務局職員

事務局長	川上	義雄	事務局長補佐	兵藤	恭一
書記	鈴木	哲	書記	鈴木	修一
書記	加藤	浩一			

1 議事日程

平成元年2月15日午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議案第2号 館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の臨時特例を定める条例の制定について

日程第3

議案第3号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日における公の施設の休日の臨時特例を定める条例の制定について

議案第4号 昭和63年度館山市一般会計補正予算(第4号)

開 会 午前10時01分

◎議長(飯田義男君) 本日の出席議員数26名、これより平成元年第1回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

◎議長(飯田義男君) 本臨時会議案審議のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので、御了承願います。

なお、市長から地方自治法第180条の規定による専決処分が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

◎議長(飯田義男君) ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

- ◎議長（飯田義男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
11番議員神田守隆君、16番議員石井昌治君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

- ◎議長（飯田義男君） 日程第2、会期の決定を行います。
本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日1日ということ
あります。

お諮りいたします。会期を1日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1
日と決定いたしました。

議案の上程

- ◎議長（飯田義男君） 日程第3、議案第1号乃至議案第4号の各議案
を一括して議題といたします。

提案理由の説明

- ◎議長（飯田義男君） これより各議案に対する提案理由の説明を求め
ます。

（市長半澤良一君登壇）

- ◎市長（半澤良一君） 本日、ここに急遽第1回市議会臨時会を招集い
たしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出
席を賜り、誠にありがとうございます。

今回、急施を要するものとして御審議をお願いする案件は、条例議案
3件、補正予算1件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第1号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の
承認についてでございますが、去る12月12日開催の全員協議会で御
説明申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が昨年12
月24日国会において成立、12月30日公布され、1月1日から直ち

に施行される部分につき、館山市市税条例も急遽改正する必要が生じたため、同条例の一部を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

この改正の内容は、退職所得の分離課税に係る個人市民税の所得割の税率の累進構造が7段階から3段階に緩和、簡素化されたことに伴う改正及び本年2月1日から金融機関が土曜全面休業とされたことに伴う改正の2点でございます。

次に、議案第2号館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の臨時特例を定める条例の制定についてでございますが、まず、この度の昭和天皇の崩御に対し、心より哀悼の意を表する次第でございます。この条例は、館山市職員について、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日として臨時特例を定めようとするものでございます。

次に、議案第3号昭和天皇の大喪の礼の行われる日における公の施設の休日の臨時特例を定める条例の制定についてでございますが、この条例は、休館日または休所日を規定している公の施設について、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休館日または休所日として臨時特例を定めようとするものでございます。

次に、議案第4号館山市一般会計補正予算（第4号）でございますが、道路新設改良事業、下水道工事請負費及び土木施設災害復旧事業につきまして、各種事情による設計、積算事務及び着工の遅延等から年度内の完了が困難となりましたので、繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

以上、各議案に対する提案理由について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎議長（飯田義男君） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑応答

◎議長（飯田義男君） これより各議案の審議を行います。

まず、議案第1号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑を行います。

御質疑願います。御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託は省略することに決しました。

討 論

○議長（飯田義男君） これより討論を行います。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（飯田義男君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

質 疑 応 答

○議長（飯田義男君） 次いで、議案第2号館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の臨時特例を定める条例の制定について質疑を行います。

御質疑願います。

○11番（神田守隆君） 議案の第2号館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の臨時特例を定める条例の制定についてであります。これは次の議案第3号とともに昭和天皇の大喪の礼の行われる日に

あたり職員の日休にしようということのようでありますので、この件についてお尋ねをするものであります。

主権在民ということで現在の憲法のもとでうたわれているわけで、天皇の地位については象徴に過ぎないわけであります。旧憲法のもとで国権のすべてを握っているというような、旧憲法の上皇とは全く意味合いが違うわけでありますから、こうした上皇の死にあたってそのいわゆる告別式——大喪の礼を休日にするということは、国民全員に弔意の強要をすべきものではないか、また、館山市がそうした扱いをしようすることは、市民に強要をすることになりはしないか、こういう点です。市長さんは、12月の議会の中で、私の質問に対して、弔意の強要をすることはないんだということを御答弁されておりました。そうした答弁の経過からいたしましても、今回の提案については納得がいかないわけであります。

そこで、お尋ねしたいことは、提案の理由についてであります。なぜ、この日を休日にするのか、その提案の理由の説明をいただきたいと思うのであります。まだ、国会においても審議中で、この法案が審議されていると伺っておりますが、国会においてもこの法律が施行されたという話も伺っておりません。こうした点を含めて御答弁いただきたいと思っております。

次に、昭和天皇に対しての国民的感情については、さまざまのものがあろうというのが現況であろうかと思っております。12月の市議会で市長さんは、天皇陛下に戦争責任はないというのは、国民一般の感情であるという御答弁をなされ、そして、「私もそう思う」というふうにお答えになりましたけれども、天皇が死んで2日間にわたる大報道機関のキャンペーンにもかかわらず、1月の末に行われました朝日新聞の世論調査によりますと、国民の中で戦争責任がないというふうな回答をしているのは31%、3分の1にも満たないという結論であります。依然として天皇の戦争責任については国民の中に複雑な感情がある、さまざまの意見がある、これが現況かと思うのであります。

そうした中で、私は、今、大切なことは、あの戦争によって犠牲になっていかれた方々、今、天皇の戦争責任云々の問題についてもものも言え

ない、こうした犠牲者の方々のその気持ち、その声に耳を傾けなければ
ならないと思うのであります。そこで、天皇の名によってあの戦争に行
って戦死なされた、こういう方は館山市では何名おられるのか、お聞か
せをいただきたいと思うのであります。

次に、こうした条例の提案であります、この提案について、県下 2
8 市の中では、この扱いについてさまざまのものがあろうかと思ひます。
こうした点についてどのようになっておられるのか、お聞かせをいた
だきたいと思ひます。

第 4 点目であります、この問題と関連があるわけで、天皇の即位の
日から元号が変わるといふ、元号制度が日本の中にあるわけでありま
すが、この元号については強制をすべきものではないといふのが、政府の
見解として繰り返して答弁がされております。市におきましても、この
元号の使用については、例えば市の窓口の扱いにおいても強要すべきも
のではない、こういうふうな理解をしてよろしいものかどうか。西暦で申
請をした場合に、これについてはそれを受理するといふことで御確認を
いただけるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

以上、4 点でありますけれども、御答弁によりまして、再質問させて
いただきます。

◎総務部長（渡辺秀夫君） 先ほど、市長から提案する理由については
御説明したとおりでございます。

特に、法律そのものがまだ出ていないといふことでございますが、国
会にはすでに提案されておりました、国の指導に基づきまして条例を制
定するものがよい——これは前年の地方自治法の改正もございまして、
同法第 4 条の 2 の第 2 号に規定する休日とみなされることから、今回臨
時特例として休日として制定するものでございます。

それから、国民感情については、いろいろあると思ひますが、私、個
人的なもので恐縮ですけれども、戦後 40 年も経っておりますし、その
辺、私自身もあまりよくあれしておりませんが、象徴であるといふこと
で、戦争責任とかそういうものについては、ちょっと私よくわかりかね
ます。

それから、戦争犠牲者は館山でどのくらいあるかというようなことで

ございましたが、たまたま昭和16年の12月8日から終戦までに、資料を見せていただきますと、1700人ぐらいの戦死者があったということは理解しております。

それから、平成の元号については、強要するのではないかというようなことですが、これについても強要するようなことはございません。ただ、平常使われている平成ということで使用していきたいと思っております。

28市の状況でございますが、臨時市議会とそれから2月定例会の早いところは議会に直接かけるということでございます。全市がみんなやります。

以上でございます。

◎11番(神田守隆君) 館山市史等によりますと、戦死者は1744名だというふうに私は理解しておりますけれども、このうち、昭和20年——1945年の2月に、近衛文麿が、この戦争についてはもう終わるべきだという、いわゆる近衛文麿による上奏ということが行われた。しかし、これに対して昭和の天皇が、もう一度戦果をあげてからということで、戦争の終結を引き延ばしたということは歴史的な事実だとされております。

私は、この1744名の戦死者、その戦死の日付について調べてみました。驚いたことにわずかこの2月以降、終戦の日、あるいは終戦以降も含めますけれども、この短い期間の間に約4割の方が亡くなっているわけです。当時、日本が絶望的な戦争に突入していったんだということがこの数字からも非常によくわかることだろうと思うのであります。

半澤市長さんの大学のときの、寮の同室だったというふうに伺っておりますけれども、佐々木八郎さんという方も特攻隊員として4月沖縄戦で戦死しております。

もし、昭和の天皇が近衛文麿の上奏を経て、2月時点で終戦を決意したとすれば、市民の多くが戦死をしなくて済んだということ、私は非常に考えるわけでありませう。

5月になりますと、私の近所で川崎という地区がありますけれども、ここが爆撃をされて27名の方が一瞬のうちに命を失う、こういうこと

がありました。

こうした戦争によって多くの人が命を奪われていく、しかし、例えば近衛文麿の上奏についても明らかにされてきたのは極めて最近のことです。それだけに今、こうして戦死していった方々、犠牲者になった方々のその声、本当に謙虚に耳を傾けねばならないと思うわけであり、私は、天皇に戦争の責任はあった、こういうふうに思うのであります。

先だつての朝日新聞の調査でも、国民的には多くの方が天皇に戦争責任はあるという回答もしております。しかし、それよりも多くの方は、何とも言えないという方が一番多いということも歴史的な事実であります。これは戦後40数年を経た中であるいは当然かもしれませんが、しかし、今なお多くの国民が天皇の戦争責任はある、こういうことを言っているわけであり、あります。

こうした点を踏まえまして、まだ法律でも決まっておらないこういう段階で、あえて市長さんが今回の提案をなさったということについては大変に残念なことだと思うわけであり、そこで、改めて市長さんに天皇の戦争責任についてどのようにお考えになっているのか率直なお話を聞かせていただきたいと思うわけであり、いかがですか。

◎市長（半澤良一君）　ただいま神田議員から佐々木八郎君の話が出ましたから申し上げたいと思っておりますけれども、あの「きけわだつみのこえ」の第1ページに書かれてある佐々木八郎は、私の親友でありまして、旧制高等学校の寮で、同じ部屋で、寢室を共にして、隣のベッドに寝ていた男であります。彼は経済学部に入りまして、大内力助教授のもとで勉強しておりました。ご存じのようにマルクス経済学を勉強していた男であります。

昭和18年の9月に学生の徴兵猶予がなくなりまして、全員戦争に行くということになりました。私どもは、まだ生きているこの世の中で、戦争に行けば必ず死を予想しなきゃいけない、その残った3カ月の間にまだまだ勉強しなきゃいけないことがたくさんある、日本について見たいこと、知りたいことがたくさんある、そういうことでその3カ月間、一緒に図書館に入って勉強いたしました。

そして、私はたまたま12月1日に陸軍に入ることになりました。1月29日の日に家に帰るために図書館を出てきまして、そこで彼にばったり会いました。彼は海軍に行く、しかも海軍の航空隊に行くということになりまして、お互いに生きて帰ってこよう、そして戦争が終われば、これからは、戦後を再建するのは我々だ——ということは、私ども一緒に当時日本戦力の研究というのをしておりまして、要するに戦力というのは、簡単に言えば生産力の自乗に正比例するということでございました。当時、鉄鋼は日本は600万^ト、アメリカが6000万^ト、戦力からいきますと10分の1でありました。私は、当時鉄鋼を担当しておりました。そのほかに石油、あるいはアルミを中心とした軽金属とか、輸送力とか、いろいろな生産力の要素を研究いたしました。そして、21年の3月には日本は負ける、そういう結論を我々のグループで出したわけであります。

ですから、必ず生きて帰ってこよう、そういうことを言い合ったわけですが、しかし、そのときの我々の気持ちは、決して戦争に行くことに対して天皇のために行くのではない、天皇のために戦争をするなんて考えたことはありませんでした。いかなる理由にしろ、とにかく今、我々の祖国が戦っているじゃないか、そのときに我々若い者が出て行かなければ、我々の肉親や国民はどうするんだ、これを救うためには我々若い者が出ていかなきゃいけないんだ、そういう覚悟でお互いに出て行ったわけであります。決して、天皇のために戦うなんていう意識は全然ありませんでした。そういう意味で、我々は決して天皇に責任があると考えておりませんでした。

そういうことで、今でも私は天皇に責任があるというふうには考えておりません。また、この間も御答弁申し上げましたように、国民の大多数が今、やはり天皇に責任があるとは——積極的にないと考えている人は30数%かもしれないけれども、わからないと考えている人は大部分であるということは、おっしゃったとおり朝日新聞のアンケートに出ておりましたが、積極的に責任があるというふうに考えている方は大変少ないのではないかとというふうに理解をいたしております。

答弁になったかどうかわかりませんが、佐々木八郎君の名前が

出ましたので、私の当時から今日に至るまでの考え方を申し上げたつもりであります。

◎11番（神田守隆君） 終わります。

◎議長（飯田義男君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

◎11番（神田守隆君） 大喪の礼そのものについて、私は大変問題があるというふうに思うわけであります。

現在、大喪の礼そのものについて、昭和天皇についてさまぎまの国民的な感情がある中で、この大喪の礼は国民に昭和天皇に対する弔意の強要をするものである、こういうことで、私は、大喪の礼そのものに反対だという点を主張いたしまして、反対いたします。

◎議長（飯田義男君） 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（飯田義男君） 起立多数であります。よって、本案は原案どお

り可決されました。

質疑応答

○議長（飯田義男君） 次いで、議案第3号昭和天皇の大喪の礼の行われる日における公の施設の休日の臨時特例を定める条例の制定について質疑を行います。

御質疑願います。

○3番（田沢勝信君） 議案第3号昭和天皇の大喪の礼の行われる日における公の施設の休日の臨時特例を定める条例の制定についてでございますが、2月24日に大喪が行われるわけでございますけれども、昭和天皇が亡くなられる前にも過度な自粛等がこの議会でも取り上げられ、問題になっておりました。そして、昭和天皇が亡くなられて、大喪の日になりが決定したわけでありましてけれども、この議案第3号を見てみますと、私は、昭和天皇の崩御に対してその国民の弔意のあらわし方は各市民、あるいは国民の個人の判断によるものが最もふさわしいと考えております。

ところが、この議案第3号を見てまいりますと、市民が日常行政サービスとして受けている保育所、あるいはさまざまの公共施設が休館になるということになります。これは、やはりある意味では、必ずしも民間の会社の場合、この24日が休日になるとは限りません。そういう意味では市民の行政サービスを制限して、そういう中で弔意を強制することになりはしないかという危惧を大変強く持っております。

そこで、お尋ねをするわけでありまして、この24日の日に休館になるわけでありまして、今日この条例を審議して決定するわけでありましてけれども、市民からはこの決定が行われる前にさまざまな施設に対して利用の予約があったのではないかというふうに思います。具体的にお尋ねするわけでありまして、この間、どのくらいの施設の利用の予約があって、今日この議会の中で提案されているのは休館にするという提案でありますけれども、それ以降どのようにそれらの予約された方に指導されてきたのか、混乱はなかったのか、その辺を具体的にお尋ねをしたいというふうに思います。

◎民生部長（小幡清之君） 民生部の所管しております市民センターでございますが、現在のところ24日の予約は入っておりません。ただ、1週間ですか、10日ほど前に24日についての申し込みが1件あったわけですが、**「当日は休館になる予定でございますので……」**ということでもって御了解をいただいております。

それから、老人福祉センターについては、湊、出野尾ともに予約は入っておりません。

以上でございます。

◎3番（田沢勝信君） ただいまの答弁を伺いますと、あまり混乱はなかったと理解するわけではありますが、平常、市民センターなど、コミュニティセンターも含めて利用者は大体1カ月か2カ月ぐらい前に予約をしておく、そういうふうにされると思うんです。聞くところによりますと、天皇が亡くなられて、国の方針がはっきりして、県の方針がはっきりして、24日の日を休みにする、それ以降は予約者に対してこの日は休日に、あるいは休館になる可能性がある、そういう事情をお話をして了解を求めた、そういう話も伺っているわけではありますが、それ以前に市民センター等を利用したいという方もおられたと思うんです。当然、国の方針なり、県の方針が決まる前はそれを受け付けたというふうに思うんですが、その辺の事情はどういうふうになっていますか。

◎民生部長（小幡清之君） 市民センターにつきまして、事前に24日予約が入っておって、それを取り消していただいたというようなこと、そういうケースがあったということは報告を受けておりません。予約は入っていなかったということで、たまたま1週間ですか、10日前に1件申し出があって、事情をお話して御了解をいただいたというふうに承知しております。

◎11番（神田守隆君） この大喪の礼に関して1点お尋ねいたします。

大喪の礼については、市長さんに招待はきておりますか。そして、きているとすれば、それに出席する、欠席する、あるいは結論は出ていない、その辺についていかがですか。

◎市長公室長（錦織 茂君） 市長に対しての通知はきておりません。

◎議長（飯田義男君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認

めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託は省略することに決しました。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

◎11番（神田守隆君） 先ほど、市長さんから、佐々木八郎さんが親友であり、わだつみの本の巻頭を飾っておったということでありますので、この大喪の礼の問題をめぐって「わだつみ会」——これは日本戦没学生記念会でありますけれども、大喪の礼に関しての声明を發表いたしましたので、内容を御紹介をして、私の反対討論とさせていただきます。

「日本政府が、故昭和天皇を大喪の礼という名の国葬をもって遇すると決定したことは、到底容認しがたいところである。憲法の前文には、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し』と記されているが、十五年戦争時の政府が主権者たる『天皇の政府』だったことは何人も否定できない。死者だけで二千万をはるかにこすアジア太平洋地域の人びとの物心両面にわたる被害を償ってさえいないのに、その責任者である前天皇を国葬にすることは、国家の名において一切の戦争責任を解除することになる。それは憲法に反するのはもとより、犠牲者たちの死を冒瀆し、今なお被害に苦しむ幾千万民衆の心を泥足で踏みしめる行為である。さらに、国葬が天皇を美化し、神格化する効果をもつことも見逃せない。内外の戦争犠牲者に対して謝罪も償いもせず国葬を決定した政府は、『天皇の政府』として、日本国家の汚辱を世界と後世に再びさらすことになった。これを取り消さないかぎり、二度と『平和国家』について語る資格のないことは言うまでも

ない。さらに、父天皇の生涯と全業績を『ご遺徳』と称えつつ国葬を行うなら、新天皇は前天皇の戦争責任をも継承することになる。しかし、誰よりも世界と後世から指弾と嘲笑を浴びるのは、われわれすべての日本人である。私たちは国葬を認めない旨を内外に広く声明するとともに、次の3点を要求する。1、政府は、国葬中止を即時決定すること、2、新天皇は国葬辞退の意志表示をすること、3、招待されているすべての人は、国葬反対の意志を表明すること」、これが戦没学生記念会「わたつみ会」の去る9日に行われました記者会見の声明文の内容であります。

私は、今度の大喪の礼、この「わたつみ会」の指摘をしていることを十分心でこたえていかなければならないというふうに思います。

以上をもちまして、反対討論といたします。

◎議長（飯田義男君） 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（飯田義男君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

◎議長（飯田義男君） 次いで、議案第4号昭和63年度館山市一般会計補正予算第4号について質疑を行います。

御質疑願います。

◎11番（神田守隆君） 繰越明許ということでありませうけれども、もう少しこの内容について、遅延をした理由について御説明をいただきたいと思っております。

◎経済部長（安西良一君） 繰り越そうとする事業の内容ということでございませうが、まず、道路新設改良事業あるいは土木施設の災害復旧事

業、この2点につきましては、御案内のように、昨年9月25日から26日にかけての豪雨に伴います災害復旧の設計、あるいは補助金等を受けるための検査、いろいろそういうような事務が飛び込みました関係で、通常業務につきましては昨年は4月当初よりできるだけ早く設計を早めて、そして事業の進捗を図ろうということで、内部的にはいろいろ努力してきたところにそういうようなものが発生したわけでございます。したがって、それらに非常に事務をとられたということから、その事務が遅れてきて、今回3月31日までに事業の完成ができないというようなことになったわけでございます。

もう1点の、下水道工事の請負事業の関係でございますが、この事業につきましては六軒町排水路の事業でございます。現場が教育会館のところ、おどやホームセンターのところから教育会館の方に入る道路、そして汐入川に突き当たる、ここの排水路の改良工事でございますが、たまたまそこに飲食店あるいは営業を営む業者が何軒かございまして、その関係の補償の関係、いわゆるそこを工事期間中は通行止めにしなればならないというようなことが起きましたし、またそこに入られる方々がそれに伴いまして営業の減少が当然想定されるということと、もう一つは駐車場の確保ができないということで、大変その調整の関係で手間取ってしまったということで、大体工期が想定されます期間がどうしても3月31日までにはそういうことから推して無理であるということから、繰越明許にしてお願ひしようとするものでございます。

以上でございます。

◎議長（飯田義男君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託

は省略することに決しました。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前10時43分

◎議長（飯田義男君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第1回市議会臨時会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 1 会期の決定
- 1 議案第1号乃至議案第4号

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長 飯 田 義 男

館山市議会議員 神 田 守 隆

館山市議会議員 石 井 昌 治